

福中銀はじめよう! NISAキャンペーン

QUOカード
1,000円分
プレゼント!

キャンペーン期間

2023年10月2日(月)～2024年3月29日(金)

先着合計
1,000名

期間中に当行にて新たに「NISA／つみたてNISA」を開設され、
以下のどちらかの条件を満たしたお客様に、
先着でQUOカード1,000円分をプレゼントいたします。

※お一人様につき1回限りとなります。

投資信託

「NISA」で、25万円以上の投資信託をご購入いただいた方

ご購入時に

1,000円分
(QUOカード)
プレゼント!



積立投資信託

「NISA」もしくは「つみたてNISA」で毎月1万円以上の積立投資信託を
ご契約いただいた方

引き落し口座に
積立金額以上の
お預け入れで

1,000円分
(QUOカード)
プレゼント!



投資信託は投資元本を割り込むリスクが伴うとともに、ご購入時等に各種手数料がかかります。
詳しくは裏面の【投資信託に関する留意点】をご覧ください。

投資信託に関する留意点

- 投資信託のご購入に際しては、「商品リーフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」等を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。「商品リーフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」等は福岡中央銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(申込手数料、換金時の手数料、信託財産留保額)が合計でお取引金額の最大3.60%(消費税込)必要です。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年率1.925%(消費税込)を信託報酬として、その他に運用状況等により変動するため事前に料率、上限額を示すことのできない監査費用や組入有価証券の売買にかかる売買委託手数料等をその他諸費用として信託財産を通じてご負担いただきます。お客様にご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、福岡中央銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 福岡中央銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

NISAのご利用にあたっての留意点

下記は現行のNISA制度のご留意点です。2024年以降、新しいNISAに変更されます。

- NISA口座のお申込みをご検討いただく際のご留意事項** ※現行のNISAは2023年末に終了し、2024年から新しいNISAが始まります。
- NISA口座のご利用は、日本国内にお住いの18歳以上の個人のお客さまに限ります。
 - NISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座に限り、開設することができます。(金融機関を変更した場合を除く)一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
 - NISA口座で福岡中央銀行が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
 - NISA口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他のファンドの売却益や分配金との損益通算はできません。
また、損失の繰越控除もできません。
 - 既に保有している投資信託等をNISA口座に移すことはできません。
 - NISA口座でご購入いただける金額(非課税枠)は年間120万円までです。約定金額が非課税枠を超過する場合、超過分は特定口座が開設されている場合は特定預り、開設されていない場合は一般預りとして取扱われます。
 - NISA口座で保有する投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税枠をご利用いただくことになります。
 - NISA口座で保有しているファンドを一度売却するとその非課税枠の再利用ができません。(そのため、短期間での売買(乗換)を前提としたお取引には適しておりません。)また、利用しなかった非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
 - 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座での非課税メリットはありません。
 - 非課税期間満了等により、投資信託をNISA口座から特定口座または一般口座へ移管した場合、移管時の時価が新たな取得価額となります。したがって、移管後に売却される際に売却損がでている場合でも、課税されることがあります。

ジュニアNISA口座に関するご留意事項 ※ジュニアNISAは2023年末に終了します。

- ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座に限り、開設することができます。
ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。(廃止後の再開設は可能です。)
- ジュニアNISA口座で福岡中央銀行が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
- 収益(売却益や分配金)が発生しても非課税となります。損失が発生してもその損失はないものとみなされます。
(損益通算や損失の繰越控除はできません。)

つみたてNISAに関するご留意事項 ※つみたてNISAは2023年末に終了し、2024年から新しいNISAが始まります。

- 非課税での運用期間は20年です。非課税期間中に途中売却することもできます。なお、つみたてNISAではNISAと異なり、ロールオーバーはできません。
- つみたてNISAとNISAは選択して新規に投資を行うこととなっており、同一年に併用することはできません。
- NISA制度の利用において年間非課税枠投資を使用していない場合には、年の途中であっても、NISAとつみたてNISAの切替は可能です。
- つみたてNISAについては、利用開始日から10年経過後およびその後5年毎に、住所等の確認が必要となります。
- つみたてNISAでは、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な買付けが前提となります。
- つみたてNISAで福岡中央銀行が取り扱う商品は、つみたてNISA用の「公募株式投資信託」のみです。つみたてNISA用の「公募株式投資信託」とは、金融庁の定める要件(注)を満たし、金融庁への届け出を済ませた商品の中から、福岡中央銀行が取り扱うために選定した商品です。
(注)金融庁が定めた要件には、信託期間が無期限または20年以上であること、毎月分配型でないこと、販売手数料が無料かつ信託報酬率等が一定率以下であること、などがあります。

※上記内容は、2023年10月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。

[商号等] 株式会社福岡中央銀行(登録金融機関)
[登録番号] 福岡財務支局長(登金)第14号
[加入協会] 日本証券業協会

店舗情報は
こちら

